

薬生発 0328 第 2 号  
令和 4 年 3 月 28 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部改正について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和 49 年厚生省令第 34 号。以下「施行規則」という。）別表第一の「基準」の項目中に定められた有害物質の含有量等を測定するための公定の試験法について、分析技術の進歩及び分析に必要な試薬や器具等が入手困難になる可能性等を考慮し、その見直しを適時適切に行えるよう、今般、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 45 号）を公布したところです。その改正の内容等は下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

## 記

### 第 1 改正の内容

1 施行規則別表第一の「基準」の項目中には、①基準及び②有害物質の含有量等を測定するための公定の試験法が定められていたところ、②有害物質の含量等を測定するための公定の試験法については、施行規則から別途定める通知（家庭用品中の有害物質試験法について（薬生薬審発 0328 第 5 号医薬品審査管理課長通知））に移行させたこと。

2 その他所要の改正を行ったこと。

### 第 2 施行期日

この省令は、公布日から起算して 1 年を経過した日から施行されるものであること。